

「大山隠岐国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」の概要

1. 背景

自然公園法第20条第3項第11号の規定に基づき定められている、特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない、環境大臣が指定する高山植物その他これに類する植物（以下、「指定植物」という。）については、平成27年8月に「指定植物の選定方針」を策定し、風致の維持上重要な植物の保全を強化すること及び生物多様性の確保に資することを目的に、公園毎に順次見直しを進める事としている。

大山隠岐国立公園の指定植物については、昭和56年3月23日環境庁告示第34号により告示され、変更のないまま現在に至っている。今般、平成27年8月に策定した選定方針に基づき、前回告示以降の植物分類学や地域フロラ研究の進展を踏まえ、当該公園に生育する植物の現状把握を行うとともに有識者へのヒアリング及び検討会での討議を実施し、指定植物の見直しを行うもの。

2. 指定する植物種数

指定する総植物種数及びその内訳（継続して指定する植物種数、指定から削除する植物種数、新たに指定する植物種数）は以下のとおり。

指定する総植物種数 308 種

内訳

○継続して指定する植物種数 192 種（別紙1）

○指定から削除する植物種数 22 種（別紙2）

○新たに指定する植物種数 116 種（別紙3）

3. 種の指定理由

○継続して指定する植物種

現行の207種を植物分類学上の整理に伴い214種とし、削除する22種を差し引いた192種を継続して指定する。

○指定から削除する植物種

既存文献等による調査及び有識者へのヒアリング等により、大山隠岐国立公園の現行の指定植物のうち、自然分布していない種及び希少性や分布の特殊性などの選定基準を満たすことが確認できない種である22種を削除する。

○新たに指定する植物種

既存文献等による調査及び有識者へのヒアリングの結果により、大山隠岐国立公園内で生育が確認できた植物種を母集団として、大山隠岐国立公園の既指定植物を除いたうち、指定植物選定基準を満たす116種について、新たに指定する。